

地震 水害

被災された皆さんに
心よりお見舞い申し上げます

日本共産党京都府会議員団

被災者支援に行政の全力をあげた取り組みを

大阪北部地震に続き、未曾有の豪雨災害により、全国で二百数十名を超える死者・行方不明の方が出ている。京都府でも5名の方が亡くなり、地震と水害合わせて5000棟を超える住宅被害が出ている。亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害にあわれた方々に心からお見舞いを申し上げます。

今回の災害は、甚大で広範な被害があり、しかも水害は大阪北部地震の被害直後でした。繰り返す災害の発生で、「心が折れる」「集落を維持できるのか」「この夏や秋に、また大雨や台風がくるのではないか」など切実で深刻な声が広がっています。



福知山市役所で被害状況の聞き取り
光永議員団幹事長、倉林参院議員、
こくた衆院議員、井上参院議員

福知山市夜久野

救援募金を訴え

宮津市池ノ谷

被災地を調査 地震被害対策に続き水害対策を府に申し入れ

日本共産党府会議員団は、災害発生直後から舞鶴市、福知山市、宮津市、与謝野町、京丹波町、綾部市、亀岡市、京都市など府内各地に入り、国会議員団、市町議員団とともに、被害の状況と被災者の要望をお聞きする調査を行ないました。

そして府に対して、関係機関が連携し総力をあげて、救援と支援に緊急で取り組むこと、また補正予算の編成と速やかな執行を求める申し入れを行ないました。



水害対策の申し入れ (7/11)

地震被害「屋根等の補修への支援」が実現しました

党府議団は府へ、屋根の損傷に対し「住宅耐震助成制度や現行制度の活用をはかること」を要望。府は制度の要件を緩和し「簡易な耐震改修」として、地震被害の屋根等の修理に対する補助を行なうことを決めました。

対象は

- 罹災証明を交付された住宅（建築基準法改正以後の建設を含むすべての住宅）
- 屋根の軽量化など耐震性を向上させるもの
- 補助の最高額は40万円（市町によって若干の制度の違いがあり）
- 設計・工事に要する費用の4/5を補助
- 詳細は各市町村役場にお問い合わせください



地震被害調査（八幡市）

相談は
日本共産党議員に
お気軽にどうぞ

日本共産党京都府会議員団
TEL.075-414-5566
FAX.075-431-2916
Eメール giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp

各地区員会連絡先

左京地区委員会 075-761-6341
東地区委員会 075-591-7851
西地区委員会 075-311-4704
南地区委員会 075-371-9164
北地区委員会 075-432-3261

中京地区委員会 075-801-2591
伏見地区委員会 075-611-9135
洛南地区委員会 0774-22-5251
山城地区委員会 0774-46-9804
乙訓地区委員会 075-954-5166

口丹地区委員会 0771-24-1001
中丹地区委員会 0773-22-5506
舞鶴地区委員会 0773-65-4050
与謝地区委員会 0772-22-5137
丹後地区委員会 0772-62-1159

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●府内の住宅に自ら居住し、被害を受けた方 ●府内で住宅を建替、購入、補修、賃借して引き続き居住しようとする方 				
対象経費	被災住宅の解体経費、住宅再建経費(建替、購入、補修、賃借)等				
補助限度額 (最高額)	被害区分	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損・床上浸水
	国の支援法対象地域(綾部市)	国 300万円 府 150万円 合計 450万円	国 250万円 府 100万円 合計 350万円	府 150万円	府 50万円
	支援法対象外地域府の独自制度	府 300万円	府 250万円	府 150万円	府 50万円

	建設資金融資	改良資金融資
工事対象	府内での住宅の建替・購入	住宅補修
利率	5年間無利子、6年目以降低利	5年間無利子、6年目以降低利
限度額・償還期間	1650万円・25年以内(据置3年)	730万円・20年以内(据置3年)

補助対象者	府内に事業所を有する中小企業者等
補助率等	15%以内(下限:10万円 上限:100万円) 平成29年台風18号又は21号と連年被害の場合は補助率25%以内・上限150万円
補助要件	被災(り災)証明書を有すること
対象経費	被災した生産設備等の整備

補助対象者	府内に事業所を有する中小企業者等
補助率等	1/2以内(上限:10万円)
補助要件	被災(り災)証明書を有すること
対象経費	平成30年7月豪雨により被災した機器等の修繕等

対象者	平成30年7月豪雨による風水害等に被災された中小企業者等
融資要件	被災(り災)証明書を有すること
期間等	最長10年(据置2年以内)
限度額	有担保2億円、無担保8,000万円
利率	年0.9%(固定金利)
保証人担保	信用保証協会の保証が必要

農業者等復旧応援事業費

●支援内容:

- 補助対象者:被災した販売農家、畜産農家
- 補助率:1/2以内 ●補助上限額:10万円

農林水産業者生産設備再建支援事業費

- 支援内容:被災した農業用機械等の再取得に要する経費を支援
- 補助対象者:被災した販売農家等
- 補助要件:被災した農業用機械等の取得(耐用年数を経過した機械等の更新は除く)
- 補助率:3/10以内 ●補助金額:10万円~100万円
※平成29年台風18号又は21号と連年被害の場合は、4/10以内 上限150万円

(1) 自動車税

- 廃車の場合は月割で自動車税が減額されます(運輸支局での抹消登録手続きの翌月以降分を減額)が、以下の事由によるものについては、減免等が行われます。
 - ①流出、水没などで自動車がなく廃車の手続きができないもの。廃車の手続きが10月以降となったもの
→被災日の属する月の翌月から課税が取り消されます。
 - ②被災によってエンジンなどに被害を受け修理しなければ使用できない自動車
→被災日から修理が完了した日までの月割税額が減免されます。
- ※いずれも既に納付された自動車税は月割で還付されます。

(2) 自動車取得税

- 被災された自動車に代わるものとして新たに取得された代替自動車
→被災自動車の被災前日の価額に税率を乗じた額が減免されます。

(3) その他府税など

- 個人事業税、不動産取得税等の減免制度や府税に係る納税の猶予制度もあります。要件、申請手続きなど、くわしくは、下記窓口へ問い合わせてください。

(4) 国保や介護保険などの減免もあります。市町村へお問い合わせください